

大口町告示第84号

大口町障がい者共同生活介護及び共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者共同生活介護及び共同生活援助事業費補助金交付要綱
の一部を改正する要綱

大口町障がい者共同生活介護及び共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（平成19年大口町告示第126号）の一部を次のように改正する。

題名中「共同生活介護及び」を削る。

第1条中「第10項に規定する共同生活介護又は同条第16項」を「第15項」に改め、「（以下「共同生活介護等」という。）」を削る。

第2条中「共同生活介護及び」を削る。

第3条第1号中「第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所及び同基準」を削る。

第4条各号列記以外の部分及び第1号中「共同生活介護等」を「共同生活援助」に改める。

第5条、第6条、第7条、第9条第1項及び第10条第2項中「共同生活介護及び」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区 分	障害支援区分2～6	障害支援区分1以下
補助基準額	利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき 2,290円 ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サ	利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者） 1人1日につき 1,295円 ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サ

	サービスの提供実績がある 場合に限る。	サービスの提供実績がある 場合に限る。
補助対象日数	障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある対象休日等の日数 ただし、利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。	
補助対象経費	共同生活援助に要する経費 (給料、諸手当、報酬、社会保険料事業主負担金、賃金、委託費、旅費、需用費、役務費等)	
補助交付額	運営主体の本事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の控除した額と補助基準額を比較して、少ない額とする。	

様式第1から様式第5中「共同生活介護及び」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。